

5

# 傾斜路

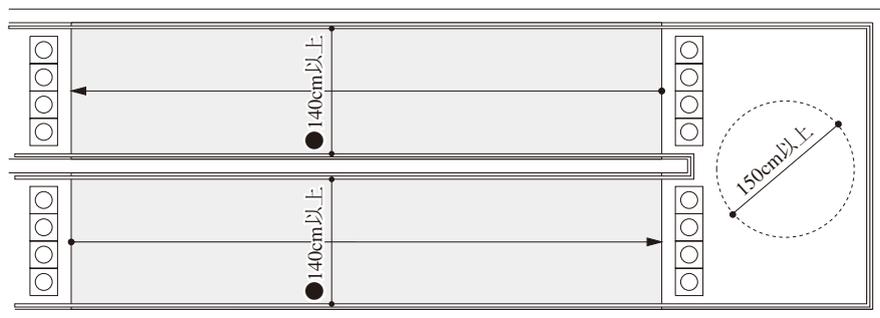
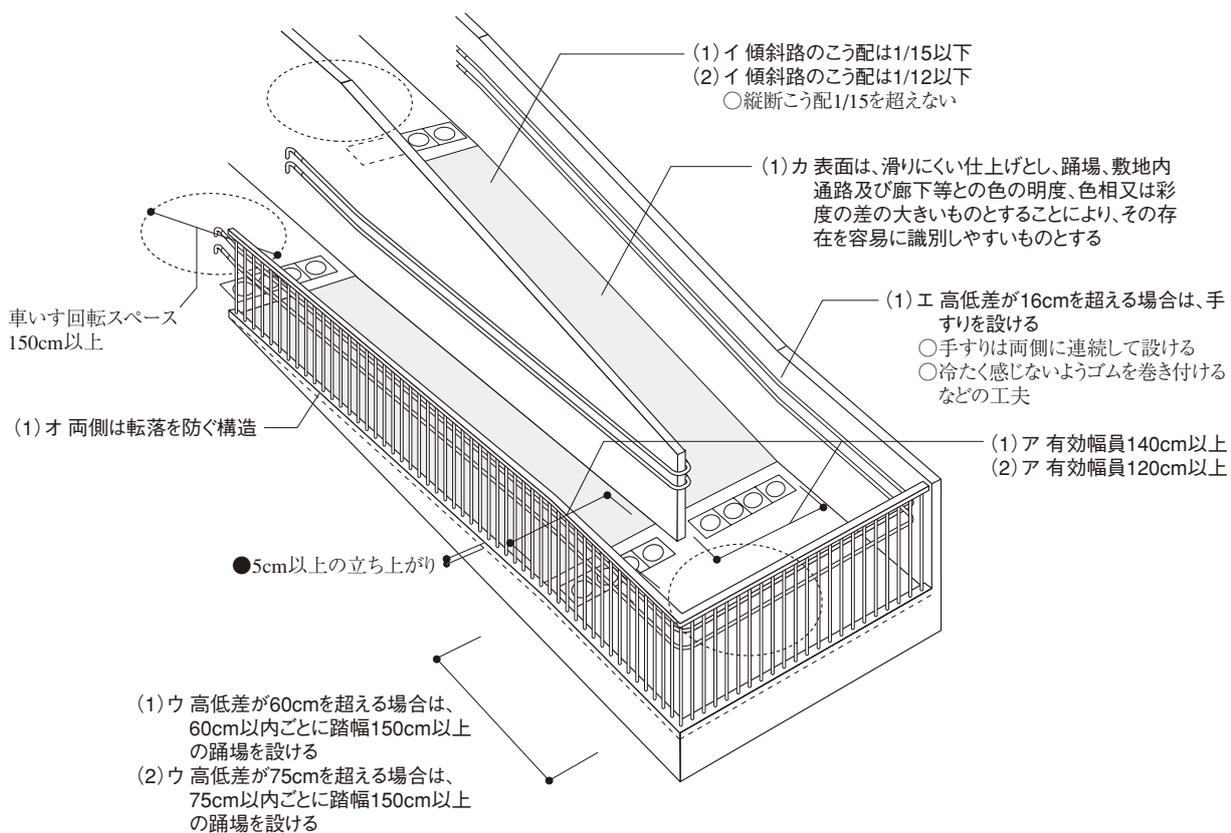
## 整備の基本的な考え方

- 敷地内通路、建築物内の廊下等に高低差や段が生じている場合には、利用者が安全かつ円滑に利用できるように傾斜路を整備する。
- 傾斜路のこう配はできる限り緩やかに設ける。また、滑りにくい仕上げ材を使用する。
- 敷地等の形状により傾斜路の距離が著しく長い場合、若しくは進路方向が見えにくい傾斜路にあつては、傾斜路の長さ等をわかりやすく表示するなど利用しやすさを工夫する。

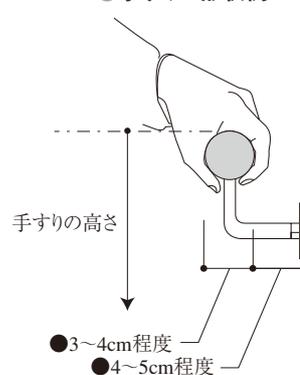
整備基準		解説	望ましい水準
(1) 利用者の利用に供する傾斜路((2)に該当するものを除く。)は、次に定める構造とすること。		<ul style="list-style-type: none"> <li>●傾斜路の端部は、床に対して段を生じない構造とすること。</li> <li>●傾斜路と接する部分には、通路を移動する人と車いす使用者が衝突しないよう長さ150cm以上の水平な踊場を設けること。</li> </ul>	
ア 有効幅員	有効幅員は、140cm以上とすること。ただし、階段を併設した場合は、90cm以上とすることができる。	●「140cm以上」は、人と車いす使用者が余裕をもってすれ違える寸法、車いす使用者が転回(180度方向転換)できる寸法、松葉つえ利用者が円滑に通過できる寸法である。	○有効幅員は、150cm以上(段を併設する場合は、120cm以上)とすること。
イ 縦断こう配	傾斜路のこう配は、15分の1以下とすること。ただし、高低差が20cm未満の場合又は屋内の場合は、12分の1以下とすることができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●車いす使用者が自力で傾斜路を登坂するには、相当の体力を必要とする。また、下降する場合でも腕にかかる負担は大きい。水に濡れる等の条件が加われば困難度はより高まるため、こう配はできる限り緩くする必要がある。</li> <li>●車いす使用者の通行を妨げるため、進行方向以外の側面へ傾斜させないこと。</li> </ul>	○縦断こう配は、1/15を超えないこと。
ウ 踊場	高低差が60cmを超える場合は、60cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●斜路行程が長い場合や傾斜路の方向が途中で変わる箇所は、車いす使用者が途中で体制を立て直すことができる水平な踊場等が必要となる。</li> <li>●傾斜路の始末端部では、前方の確認や休憩する等、次の動作に移るために車いすが回転できる水平なスペースが必要である。</li> <li>●傾斜路の水平面が出入口に直結している場合には、戸の開閉に必要なスペースを確保すること。</li> </ul>	
エ 手すりの設置	高低差が16cmを超える場合は、手すりを設けること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●手すりは、肢体不自由者の右半身麻痺、左半身麻痺等の利用を考慮し、傾斜路の両側に連続して設けることが基本であるが、構造上困難な場合には、片側に設け、連続性のあるものとする。</li> <li>●床仕上げ面から手すりの上端までの高さは、原則として、2段の場合は、上段75～85cm程度、下段60～65cm程度とし、一段の場合は、75～85cm程度とすること。</li> <li>●原則として、断面が円形(直径3～4cm程度)か楕円型とすること。</li> <li>●壁面に設置する場合は、壁と手すりのあきを4～5cm程度とすること。</li> <li>●手すりの端部は、壁面側又は下方に巻き込むなど端部が突出しない構造とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○手すりは、両側に連続して設置すること。</li> <li>○手すりは、冷たく感じないようゴムを巻き付けるなど工夫すること。</li> </ul>
オ 転落防止措置	両側は、転落を防ぐ構造とすること。	●転落の危険性を考慮して、腰壁又はさくを設ける。さくを設ける場合は、車いすのキャスター等が落ちこまないように5cm以上の立ち上がりを設けること。	

整備基準		解説	望ましい水準
カ 床面の仕上げ	表面は、滑りにくい仕上げとし、踊場、敷地内通路及び廊下等との色の明度、色相又は彩度の差の大きいものとする。また、その存在を容易に識別しやすいものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●雨滴等による濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること。</li> <li>●原則として、踊場及び周囲の通路等との色の明度、色相又は彩度の差の大きいものとする。また、その存在を容易に識別しやすいものとする。</li> </ul>	
(2) 小規模施設及びその他の非該当施設の利用者の利用に供する傾斜路は、(1)の工からカまで及び次に定める構造とすること。		<ul style="list-style-type: none"> <li>●傾斜路の端部は、床に対して段を生じない構造とすること。</li> <li>●傾斜路と接する部分には、通路を移動する人と車いす使用者が衝突しないよう長さ150cm以上の水平な踊場を設けること。</li> <li>●「小規模施設」3の項の解説冒頭(40頁)を参照のこと。</li> </ul>	
ア 有効幅員	有効幅員は、120cm以上とすること。ただし、階段を併設した場合は、90cm以上とすることができる。	●「120cm以上」は、車いす使用者が通行しやすい寸法、人が横向きになれば車いすとすれ違える寸法、松葉つえ利用者が円滑に通過できる寸法である。	○有効幅員は、150cm以上(段を併設する場合は、120cm以上)とすること。
イ 縦断こう配	傾斜路のこう配は、12分の1以下とすること。ただし、高低差が16cm未満の場合又は屋内の場合は、8分の1以下とすることができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●車いす使用者が自力で傾斜路を登坂するには、相当の体力を必要とする。また、下降する場合でも腕にかかる負担は大きい。水に濡れる等の条件が加われば困難度はより高まるため、こう配はできる限り緩くする必要がある。</li> <li>●車いす使用者の通行を妨げるため、進行方向以外の側面へ傾斜させないこと。</li> </ul>	○縦断こう配は、1/15を超えないこと。
ウ 踊場	高低差が75cmを超える場合は、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●斜路行程が長い場合や傾斜路の方向が途中で変わる箇所は、車いす使用者が途中で体制を立て直すことができる水平な踊場等が必要となる。</li> <li>●傾斜路の始末端部では、前方の確認や休憩する等、次の動作に移るために車いすが回転できる水平なスペースが必要である。</li> <li>●傾斜路の水平面が出入口に直結している場合には、戸の開閉に必要なスペースを確保すること。</li> </ul>	

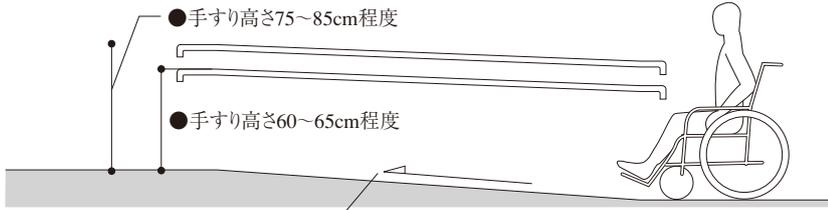
□傾斜路の整備例



●手すりの形状例



● 縦断こう配



- (1) イ 傾斜路のこう配は1/15以下  
ただし、高低差が20cm未満の場合又は屋内の場合は、  
1/12以下とすることができる
- (2) イ 傾斜路のこう配は1/12以下  
ただし、高低差が16cm未満の場合又は屋内の場合は、  
1/8以下とすることができる

● 階段併設例

